岩手県告示第551号

平成25年7月9日県議会の議決を経た平成25年度岩手県一般会計補正予算(第1号)、平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)、平成25年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)、平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)及び平成25年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

平成25年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

平成25年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

平成25年度岩手県の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,109,280 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,156,811,647 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

			款					項			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
5	地	方	交	付	税						千円 293, 237, 679	千円 65, 839	千円 293, 303, 518
						1 地	方	交	付	税	293, 237, 679	65, 839	293, 303, 518
9	国	庫	支	出	金						212, 984, 761	1, 984, 972	214, 969, 733
						1 国	庫	負	担	金	134, 094, 061	380, 000	134, 474, 061
						2 国	庫	補	助	金	75, 514, 058	1, 604, 972	77, 119, 030
10	財	産		収	入						815, 424	1, 189	816, 613
						1 財	産	運	用 収	入	307, 565	1, 189	308, 754
12	繰		入		金						118, 661, 232	2, 925, 274	121, 586, 506
						1 特	別	会 計	繰 入	金	298, 315	498, 149	796, 464
						2 基	金	繰	入	金	118, 362, 917	2, 427, 125	120, 790, 042
14	諸		収		入						277, 715, 426	6	277, 715, 432
						8 雑				入	4, 129, 726	6	4, 129, 732
15	県				債						82, 250, 166	132, 000	82, 382, 166
						1 県				債	82, 250, 166	132, 000	82, 382, 166
		歳		入			合		計		1, 151, 702, 367	5, 109, 280	1, 156, 811, 647

		款					項			補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2	総	務	費							千円 27, 426, 842	千円 239, 156	千円 27, 665, 998
				1	総	務	管	理	費	10, 356, 006	108, 956	10, 464, 962
				2	企		画		費	1, 391, 058	106, 595	1, 497, 653
				4	地	域	振	興	費	7, 135, 878	23, 605	7, 159, 483
3	民	生	費							91, 132, 276	1, 854, 257	92, 986, 533
				1	社	会	福	祉	費	63, 505, 734	712, 154	64, 217, 888
				2	県	民	生	活	費	427, 031	95, 104	522, 135
				3	児	童	福	祉	費	15, 392, 533	1, 044, 059	16, 436, 592
				4	生	活	保	護	費	4, 084, 400	2, 940	4, 087, 340
4	衛	生	費							186, 518, 804	1, 115, 897	187, 634, 701
				1	公	衆	衛	生	費	6, 440, 231	27, 930	6, 468, 161
				4	医		薬		費	9, 383, 985	1, 087, 967	10, 471, 952
5	労	働	費							24, 363, 155	638, 956	25, 002, 111
				1	労		政		費	22, 372, 573	574, 192	22, 946, 765
				2	職	業	訓	練	費	1, 871, 287	64, 764	1, 936, 051
6	農	林 水 産	業費							78, 060, 821	678, 795	78, 739, 616
				1	農		業		費	15, 816, 069	23, 000	15, 839, 069

						2	畜	産		業	費	10, 868, 238	430, 695	11, 298, 933
						4	林		業		費	16, 441, 280	42, 100	16, 483, 380
						5	水	産		業	費	13, 460, 442	183, 000	13, 643, 442
7	商		I		費							131, 016, 400	141, 361	131, 157, 761
						1	商	エ		業	費	130, 463, 711	141, 361	130, 605, 072
8	±		木		費							116, 010, 605	3, 228	116, 013, 833
						1	土	木	管	理	費	7, 140, 479	3, 228	7, 143, 707
10	教		育		費							145, 711, 176	1, 890	145, 713, 066
						7	保	健	体	育	費	1, 501, 005	1, 890	1, 502, 895
11	災	害	復	IΒ	費							137, 623, 101	435, 740	138, 058, 841
						3	保 健	福祉加	拖 設 🤅	災害後	复旧費	2, 116, 178	29, 000	2, 145, 178
						4	農林	水産加	施 設 🦠	災害後	复旧費	76, 718, 467	406, 740	77, 125, 207
	j	歳		出			合			計		1, 151, 702, 367	5, 109, 280	1, 156, 811, 647

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事項	期間	限度額
1 漁港災害復旧事業	平成25年度から平成27年度まで	8,219,000千円
2 特定構造物改築事業	平成25年度から平成26年度まで	200,000千円
3 港湾高潮対策事業	平成25年度から平成27年度まで	3,088,000千円

2 変 更

補	正		前	補	正	後
事項	期	引 限	度額	事項	期間	限 度 額
1 三陸高潮対策事業	平成25年度から 平成28年度まで		7, 990, 000千円	三陸高潮対策事業	平成25年度から 平成28年度まで	8, 290, 000千円
2 海岸高潮対策事業(河川)	平成25年度から 平成27年度まで		7, 546, 000千円		平成25年度から 平成28年度まで	9, 549, 000千円
3 津波危機管理対策緊急事 業(河川)	平成25年度から 平成26年度まで		95,000千円	津波危機管理対策緊急事業 (河川)	平成25年度から 平成27年度まで	115,000千円
4 河川等災害復旧事業	平成25年度から 平成28年度まで		27, 204, 000千円	河川等災害復旧事業	平成25年度から 平成28年度まで	56, 924, 000千円
5 港湾災害復旧事業	平成25年度から 平成27年度まで		7,770,000千円	港湾災害復旧事業	平成25年度から 平成27年度まで	17,500,000千円

第3表 地方債補正

1 追 加

起債	0)	目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
認定職業	訓練施設	:設備整備		普通貸借又は証券発行。証券発	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政の都合により償還年限を短縮し、又は

2 変 更

起債の目的		補	正	前	補	正	後
		起債の方法	利率	償還の方法	限度額起債の	方 法 利 率	償還の方法
児童福祉施設整備		普通貸借又は証 券発行。証券発行 の細目は、知事が 定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	る。ただし、財政の都合 により償還年限を短縮	千円 61,000 普通貸借3 券発行。証券 の細目は、矩 定める。	☆発行 率見直し方式で借り入れる	により償還年限を短縮 し、又は繰上償還をする
看護師等養成所施 設 整 備	77, 000	同上	同 上	同 上	98,000 同	上 同 上	司 上
中小企業振興資金特別会計繰出金		同 上	同 上	同 上	94,000 同	上 同 上	同 上
計	82, 250, 166				82, 382, 166		

平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

平成25年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,992,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,200,090 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

	款		項		補正前	うの 予	算 額	補	正	予		額	計
1 繰	Д	金					千円 52, 111				(千円 69, 920	千円 122, 031
			1 一 般 会 計	- 繰 入 金			52, 111				(69, 920	122, 031
4 県		債				:	2, 838, 000				6, 92	22, 080	9, 760, 080
			1 県	債		:	2, 838, 000				6, 92	22, 080	9, 760, 080
歳	7		合	ā†			4, 208, 090				6, 99	2, 000	11, 200, 090

歳 出

款			項		補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1 小規模企業者等詞	设備導入資金貸付費				千円 4, 208, 090	千円 6, 992, 000	千円 11, 200, 090
		1 貸	付	費	4, 188, 300	6, 992, 000	11, 180, 300
歳	出	合	-ia	t	4, 208, 090	6, 992, 000	11, 200, 090

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補	正	前	補	正	後
	起債の方法	利率	償還の方法	限度額起債の方法	利率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金貸 付 金		年1.3%以内	独立行政法人中小企業 基盤整備機構法の定める ところによる。	千円 9,760,080 独立行政法人中 小企業基盤整備機 構法の定めるとこ ろによる。	年1.3%以内	独立行政法人中小企業 基盤整備機構法の定める ところによる。

平成25年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度岩手県の流域下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 682,228 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,668,505 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

	款		項		補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
4 繰	Д	金			千円 851, 411	千円 3, 228	千円 854, 639
			1 一 般 会 [計 繰 入 金	851, 411	3, 228	854, 639
7 県		債			601, 000	679, 000	1, 280, 000
			1 県	債	601, 000	679, 000	1, 280, 000
歳	λ		合	計	8, 986, 277	682, 228	9, 668, 505

歳出

	款			項		補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2 公	債	費				千円 1, 474, 281	千円 682, 228	千円 2, 156, 509
			1 公	債	費	1, 474, 281	682, 228	2, 156, 509
歳	出		合		計	8, 986, 277	682, 228	9, 668, 505

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的		補	正	前	補	正	後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額起債の方法	利率	償 還 の 方 法
流域下水道建設事業		券発行。証券発行 の細目は、知事が 定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	る。ただし、財政の都合 により償還年限を短縮 し、又は繰上償還をする	の細目は、知事が 定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	る。ただし、財政の都合 により償還年限を短縮 し、又は繰上償還をする

平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度岩手県の港湾整備事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498,149千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,328,307千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

	款						項				補	正	前	Ø =	予〔	第 額		補	正	予	算	額		計	-	
2 財	産	収	入													千	円 1					千円 498, 149	9			千円 498, 150
				1	財	産	売	払	収	入							1					498, 149	9			498, 150
歳		入			4	ì			計						3,	830, 1	58					198, 149	9		4,	328, 307

歳出

	款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1 事	業費		千円 2, 115, 728	千円 498, 149	千円 2, 613, 877
		1 港 湾 施 設 整 備 費	2, 115, 728	498, 149	2, 613, 877
歳	出	合 計	3, 830, 158	498, 149	4, 328, 307

平成25年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度岩手県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度岩手県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科	目)			(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額	į) (計)
支	出							
第1款 工業用	水 道 事	業費	用	886,820 千円	△2,136 千月	9	884, 68	84 千円
第2項 財	務	費	用	81,911 千円	△2,136 千月	9	79, 77	75 千円
(資本的収入及び	李出)							

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「658,447千円」を「661,471千円」に、「555,404千円」を「558,428千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額 を、次のとおり補正する。

(科	目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
収	入			
第1款 資 本	的 収 入	557, 100 千円	85,400 千円	642,500 千円
第1項 企	業	責 557,100 千円	85,400 千円	642,500 千円
支	出			
第1款 資 本	的 支 出	1,215,547 千円	88,424 千円	1,303,971 千円
第2項 企 業	債 償 還	402,919 千円	88,424 千円	491, 343 千円
(企業債)				

第4条 予算第6条の表中「建設改良事業」を「建設改良事業及び借換債」に、「557,100千円」を「642,500千円」に改める。